

2 海外発生期

対策分野	対 策 等
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び北海道等の要請に応じ適宜協力します。
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの要請に基づきコールセンター等を設置します。 ・ 市ホームページ等を利用し市民等への情報提供に努めます。
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等に対しマスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策と自分の発症を疑う場合の相談窓口について普及と理解促進を図ります。 ・ 防疫措置等の体制整備について、国や北海道、近隣市町との連携を強化し、国や北海道の要請に応じ適宜協力します。
(4) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国と連携し、市の地方公務員のうち対象者に対し集団的な接種を行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行います。 ・ 住民接種体制（医療従事者、接種場所、接種に要する器具等と住民への周知方法等）の準備を行います。
(5) 住民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。 ・ 市は、国から北海道を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応します。